

Still Academy Japan

国内初のヨーロッパ基準オステオパス養成機関

《 学内規則 》

I まえがき

スタイル アカデミイ ジャパン(以下 SAJ とする)は、講義及び実技実習等を行うオステオパス養成機関である。

本学内規則(以下本規則とする)は、講義及び実技実習が適確に行われるよう、SAJ に登録または参加する全員に対して、各条項を規定する役割をもつ。

本規則内における講義及び実技実習を「研修」とし、研修に参加する者を「研修生」とする。

II 一般規定

第1条 :

本規則は、衛生面、安全面、並びに規律面—とりわけ研修生に適用される罰則及びその際の正当性—を明確にするのが目的である。

III 適用範囲

第2条 : 関係者

本規則は、研修に登録しているすべての研修生に対して、その研修登録期間中に適用される。

SAJ によっておこなわれる研修を受ける場合は、各研修生は本規則を承諾したものとみなす。また、本規則を遵守しなかった場合は、その人に対して罰則を科すことがある。

第3条 : 研修場所

研修は、次の施設内の教室にて行う。

Still Academy Japan (SAJ)

東京都中央区日本橋堀留町 1-5-7 YOU ビル 7 階 7D 号室

また、研修は施設外で行われることもある。

本規則の各条項は、施設内の全ての場所または施設に付随する場所においても適用される。

第4条：教育

SAJ が掲げる趣旨は、5 年間のオステオパシー研修と、各学科の習熟度を試す筆記試験及び実技試験、ATSA 本校でのクリニカ試験の受験、続いてクリニカ合格後に任意で選択できる卒業論文コースを施すことである。全研修は以下の者によって行われる。

- フランスまたは欧州連合(EU)において、ostéopathes diplômés を持つもの。
- フランスまたは欧州連合(EU)の大学講師。
- フランス医師団体所属の医師。
- フランスまたは日本の職務上の専門家。
- 日本の医師国家資格を取得した医師。
- 日本の大学講師。

なお、オステオパシー研修カリキュラムの内容は、日本国やフランス国の法律、協定、あるいは行政の要求に応じて変更されることがある。

第5条：入学許可

- SAJ の研修生として入学を許可されるためには、医療系国家資格(医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、※看護師)取得者、または他団体付属のオステオパス養成校卒業生で MRO または JOMACO の登録者であることが義務付けられる。但し、JOMACO とは、JOMA Certified Osteopathのことである。当校が認定する日本のオステオパシー学校の卒業生、当校が運営する SAJ 基礎医学科に入学した者は入学を承認する。

※看護師は別途、当校が運営する SAJ 基礎医学科プラクティック（400 時間）を履修する必要がある。

入学手続きは規定の期日までにすませておくこと。

第6条：オステオパシー賠償責任保険および傷害保険

研修生は、SAJ での登録期間中において、研修施設外での施術中の事故および怪我等に対するオステオパシー賠償責任保険の登録を維持しなければならない。そのため、全ての研修生は日本オステオパシーメディシン協会（JOMA）に加盟し、必要な会費及び保険料を納めなければならない。また同期間中における研修施設内での実技実習中の事故および怪我等に対しては、日本オステオパシーメディシン協会(以下 JOMA とする)会員が加入する傷害保険または研修生個人が加入する傷害保険によって補償されるとする。

IV衛生と安全

第7条：一般規定

研修生は各々研修の場における安全面、衛生面の一般的または個人的な命令を遵守しつつ、自己安全と他者の安全に注意を払うこと。また研修生は、本規則を遵守すること。

第8条：アルコール飲料

酒に酔った状態で研修を受けることや、施設内に侵入・滞在することを禁じる。また、アルコール飲料の持ち込みも禁止する。

第9条：喫煙

研修施設内での喫煙は、所定の喫煙場所でのみ喫煙できる。それ以外の場所では、禁煙とする。

第10条：飲食

組織責任者の許可の範囲内で、研修を行う教室内の食事と飲み物を持ち込むことは許可される。許可された場所以外での飲食は禁止とする。但し、その場合に生じるゴミは、各自が持ち帰ること。

第11条：地震・火災・防火対策

地震または火災が発生した場合は、組織責任者の指示に従って行動すること。

第12条：事故・事件

研修の際の事故・事件は、事故・事件当事者または事故・事件目撃者（証人）によって組織責任者に直ちに申し出されること。

研修現場にいる間に起きた研修生への事故は、組織責任者が提出する傷害保険の届出対象となる。

V－規律

第 13 条：服装及び態度

研修生はふさわしい服装で登校し、校内にいる全ての人に対して適切な態度で接すること。

第 14 条：時間割

研修時間割は SAJ が定め、研修カリキュラムと併せて研修生に伝える。研修生はこの時間割を守らなければならない。

但し、SAJ は特別な理由が生じた時に時間割を変更することができる。

時間割の変更が生じた場合、SAJ は出来るだけ早い時期に研修生に連絡し、研修生はその変更に従わなくてはならない。

研修を欠席または遅刻する場合、研修生は事務局に前もって連絡しなければならない。

第 15 条：勤勉

【時間厳守】講義または実技の授業には、必ず時間厳守で出席すること。しかし、交通状況などの理由によっては 30 分以内の遅刻は許される。30 分を超えた遅刻の場合は、その日一日の欠席とする。

【欠席】なんらかの理由により、欠席をする場合は、必ず組織責任者または運営関係者に事前に連絡を入れなくてはならない。研修生は各学科の三分の一までは休むことができる。

【レポート提出】研修を休んだ場合、研修生はビデオ学習を行い、レポートを提出しなければならない。

【試験】SAJ は研修生が研修の理解を深める目的で各教科の筆記試験または実技試験を行う。研修生は必ずその試験を SAJ が指定した期日に受けなければならぬ。試験を受ける事を拒否した場合、退学を含む厳重処分を科す。

【追試】筆記試験、実技試験ともに 20 点満点中、10 点以上を取れなかった場合、追試を受けなければならない。しかし、筆記及び実技試験の平均点が 10 点を上回った場合は合格とし、追試を受ける必要はない。追試料金は一回 3,000 円とする。追試は二回までとし、二回目に落ちた場合、留年及び罰則の対象に成りうる。

【留年】留年になった場合、次期研修生の当該学年の開始とともに、その学年の初めから全科目を受講する必要がある。

(例：三年次の 3 回目に脊椎の実技試験に落ち、三年次の 5 回目に追試験を受け、そこでも基準に達しなかった場合、例えば研修生が 5 期生である場合、6 期生の三年次の授業の一回目から、6 期生と同じ学費を支払い、授業を受け、試験も受け直さなければならない。)

留年は基本 1 年とする。(特例として運営者との協議に準ずる)

【休学】やむを得ない事情により通学が困難になった場合、休学願いを提出し理事会にて許可された場合のみ休学することができる。復学する場合は理事会の許可を得て、所定の学習を終える事が必須である。

【退学】やむを得ない事情により在学が困難になった場合、退学願いを提出し理事会にて受理され退学となる。退学の場合、受講履歴証明書の発行はしない。

第 16 条：校舎への出入り

SAJ の特別な許可がある場合を除き、研修を受けるために校舎を出入りする研修生は以下のことをしてはならない：

- ・ 別の目的での校舎内出入り及び滞在。
- ・ 第 3 者の校舎内出入り及び滞在。

第 17 条：備品の使用

研修で使用する備品は傷めないよう大切に使用し、用途に適した使用をすること。
別の目的、特に私的目的での使用が許可されている場合を除き、備品の使用は禁止されている。

学校が所有する備品や資料は研修が終了した時点で返却する、また持出は禁止する。ただし研修中に配布された講義に関する資料は除く。

第 18 条：知的財産権と不正競争防止法の厳守について

SAJ の研修及び配布される資料等の内容は SAJ が知的財産権を持ち、研修生はこれを他者に閲覧させる事、貸与、譲渡及び教授してはならない。

特例を除き、セミナーの静止画像と動画の録画は禁止とする。録音は可能であるが、録音した音源は個人での使用に限られる。この音源を他人に譲渡したり、他者に聞かせたりしてはならない。併せて営利目的で使用する行為は不正競争防止法にも接触する為、行ってはならない。

第 19 条：教材

教材の著作権は保護されており、私的目的を除く再使用(印字的にも電磁的記録的にも、如何なる記録媒体に対して)は認められない。

SAJ から家庭学習用教材としてレンタルされた DVD は、1 日分に対し 1 週間の貸し出し期間とし、最大 4 日分に対して 4 週間の貸出期間とする。

研修生が 1 回に貸し出しを受けられレンタル用 DVD は、1 講義科目とする。

第 20 条：研修生の携行品の盗難、破損に対する学校の責任

研修生のいかなる持ち物でも校内における紛失、盗難、破損に対して SAJ はその責任を一切負わない。

第 21 条：罰則

本規則に対する違反行為には罰則及び法的な措置が科せられることもある。
研修生による本規則の違反が確認された場合、組織責任者またはその代理人は罰則措置をとる。
その罰則内容は口頭による注意を除くあらゆる措置を指し、例えば即時に或いは即時でなくとも当事者への講義の出席或いは研修への継続に影響を与えるものなどである。

違反行為の重大さに応じて以下のようないかなる罰則措置が科される：

- ・ 警告
- ・ 戒告
- ・ 退学

基本的には罰金などの金銭的な措置は禁じられている。

しかし、違反の内容が SAJ の有する知的財産権に抵触する場合や、SAJ の対外的な信用失墜に関わるような言動をした場合、法的な対処をし、損害賠償金を請求する場合がある。

組織責任者は、下された罰則内容を以下のものに通達しなければならない：

- ・ 雇用主：研修生が、勤務中の企業の職業訓練として SAJ の研修に参加していた場合
- ・ 雇用主及び研修費用を負担した組織：研修生が休職して SAJ の研修に参加していた場合

以下の場合、規律審議会が実施される：

- ・ 講師、研修生、事務局スタッフ、組織運営者等に対して不遜な態度をとった場合
- ・ 研修施設内での備品の盗難、破損
- ・ 学校運営に害を与える行動

規律審議会は組織責任者及び規律審議委員によって構成される。

規律審議委員は組織責任者が任命するものとする。

規律審議会の決定は最終的なものとする。

VI－ 授業料

第 22 条：授業料

入学および進級に際しては基本、次学年 1 年分を指定の期日までに必ず納入する事。

休学、退学する場合でも、**在籍した学年分までは必ず支払う事とする。**

第 23 条：支払方法

入学および進級に際しては事務手続きを行い、支払方法を選択する。

支払方法の種類：

- ①□ 1 括払い
- ②□ 2 回払い
- ③□ 3 回払い (手数料 5%)
- ④□ 12 回払い (手数料 10%)

一旦納入された入学金及び授業料は、理由の如何にかかわらずお返しいたしません。

但し、何らかの理由で SAJ の授業が継続できない場合を除く。

再試験料は、料金が発生した時に必要に応じて研修生が支払う。

授業料はその年の物価及び消費税率や為替レートの変動に応じて見直されることもある。

DVD 学習の場合、SAJ が決めたレンタル料と送料を研修生が支払う。規定のレンタル期間を超えて DVD の貸し出しを受ける場合は、延長料金を研修生が支払う。

第 24 条：休校

本校の運営状況により一時休校となった場合、受講履歴証明書の発行及び未受講分の学費を一旦返金する。再度開校の場合は開校年次の残り授業分の料金を期日までに納入する事。

第 25 条：閉校

本校の運営状況により閉校となった場合、受講履歴証明書の発行及び未受講分の学費返金を行う。なお、入学金及び受講した分の学費に関しての返金は一切行わない。

VII— 発行

第 26 条：発行

本規則は 8 ページから構成され、二部発行される。一部は研修生が保有する。

一般社団法人 SAJ

代表 原田 健穰 殿

年 月 日

本学内規則に同意します 研修生氏名 _____ 印